

令和7年 4月1日から 特定建設作業実施届出書の 電子申請が可能になります！

「特定建設作業実施届出書」の届出方法について、令和7年4月1日から高槻市のホームページ内の「簡易電子申込サービス」を用いた電子申請も可能になります。なお、これまでどおり書面による受付も行っておりますので、インターネット環境等の理由で電子申請が難しい場合は、従来の方法で届出をしてください。

1. 電子申請の方法

① 高槻市簡易電子申込サービスへアクセス

次の URL や Web での「高槻市簡易電子申込サービス」検索等からアクセスしてください。

https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_initDisplayTop

高槻市簡易電子申込サービス

検索



② 「特定建設作業実施届出書」電子申請フォームへアクセス

簡易電子申込サービス内で「特定建設作業実施届出」を検索し、手続き一覧から選択してください。

③ 利用者ログイン

利用者 ID 及びパスワードを入力してログインしてください。なお、ログインには、「GビズID」のアカウントを利用するか、簡易電子申込サービスの利用者登録が必要となります。

④ 申請フォームで申請内容を入力、様式の添付

画面の指示に従い、必要情報を入力してください。なお、工程表、付近見取図、届出者が代表者でない場合は委任状(押印は不要)、下請負人が複数いる場合は下請負人リストの添付が必要となりますので、PDF ファイル等を予めご準備ください。

⑤ 受付完了・審査状況確認

申請受付時及び受理完了時は、それぞれ電子メールでお知らせします。なお、受理完了時のお知らせをもって審査完了となります。申請内容や審査状況は、マイページから確認できます。

2. 電子申請の注意事項

① 電子申請における届出日と作業開始日の関係性について

- ・ 電子申請における届出日は、申請内容の入力が完了し、情報が市に到達した日(電子申請された日)となります。
- ・ 電子申請は、特定建設作業の開始日から中7日前(8日前)まで行うことができます。期限を過ぎている場合(作業開始日と届出日が8日以上空いていない場合)は、電子申請はご利用いただけませんので、環境政策課窓口までお問合せください。
- ・ なお、電子申請システムは、予告なくメンテナンスが行われる場合がありますので、余裕をもってご申請ください。

表 13 日(金)から作業を開始する場合の電子申請の可否(○:可、×:否)

日	月	火	水	木	金	土
1 ○	2 ○	3 ○	4 ○	5 ○	6 ×	7 ×
8 ×	9 ×	10 ×	11 ×	12 ×	13 作業開始日	14

※13 日(金)から作業を開始する場合、5 日(木)までに申請する必要があります

② 届出内容の審査について

- ・ 届出内容の確認・修正のため、環境政策課から電子メールや電話にて連絡することがあります。登録したメールや電話を確認できるようにしてください。
- ・ 届出は、申請されてから、「処理待ち」、「受理(完了)」の流れで担当者が確認していき、「受理(完了)」の電子メール連絡をもって審査が完了となります。処理状況はマイページから確認できます。
- ・ 受理したことが分かる書類が必要な場合は、「受理(完了)」の電子メールを受信後、マイページから受理後の申請書 PDF ファイルをダウンロードしてご利用ください。

問い合わせ

TEL : 072-674-7486

高槻市 市民生活環境部 環境政策課 (本館 5 階)

〒569-8501
高槻市桃園町 2 番 1 号
FAX : 072-661-3198